

事務連絡
令和2年5月7日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う介護保険施設等に対する指導監督
及び介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督の延期等について

介護保険制度の適正な事業運営につきましては、日頃より格段のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和2年5月31日まで延長されたところです。

こうしたことから、貴部局におかれましては、既に令和2年度の実地指導及び集団指導並びに業務管理体制の一般検査の実施を計画されている場合であっても、感染症予防対策を講じながら介護サービスの提供を継続している介護保険施設等及びその法人の状況等を踏まえ、当該計画による実施時期を遅らせるなど特段の配慮をお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、前述した内容について、管内の市町村（政令指定都市及び中核市は除く）へ周知いただきますよう、併せてお願いいたします。